第十二条第五項の表市町村の項第十四号算式中「$\sum_{n=14}^{23}$」を「$\sum_{n=14}^{24}$」に、「5,230円」を「5,040円」に改め、同号算式の符号O_n中「公害防止計画に基づき実施される事業」の下に「（平成14年度から平成22年度までの各年度において実施した事業に限る。）」を加え、同号算式の符号P_{18}中「0.0421」を「0.0420」に、「0.0469」を「0.0467」に改め、同号算式の符号P_{19}イ中「0.0466」を「0.0464」に改め、同号算式の符号P_{20}イ中「0.0444」を「0.0443」に改め、同号算式の符号P_{21}中「0.0067」を「0.0425」に、「0.0066」を「0.0438」に改め、同号算式の符号P_{23}の次に次のように加える。

				P_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.0036
					イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0035

第十二条第五項の表市町村の項第十四号算式の符号R_{18}イ中「0.0281」を「0.0280」に改め、同号算式の符号R_{19}イ中「0.0279」を「0.0278」に改め、同号算式の符号R_{21}ア中「0.0040」を「0.0255」に改め、同号算式の符号R_{21}イ中「0.0040」を「0.0263」に改め、同号算式の符号R_{23}の次に次のように加える。

				R_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.0022
					イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0021

第十二条第五項の表市町村の項第十五号算式を次のように改める。

			算式 $\frac{B\times0.35+C\times0.35+D\times0.35+E\times0.45+F\times0.45+G\times0.45+H\times0.30+I\times0.30+J\times0.30+\sum_{n=15}^{24}(K_n\times L_n)+\sum_{n=11}^{24}(M_n\times N_n)+\sum_{n=15}^{24}(O_n\times P_n)+\sum_{n=14}^{24}(Q_n\times R_n)+\sum_{n=15}^{24}(S_n\times T_n)+\sum_{n=5}^{13}(U_n\times V_n)\times\frac{\alpha}{0.30}+\sum_{n=14}^{20}(W_n\times X_n)+\sum_{n=8}^{20}(Y_n\times Z_n)+\sum_{n=5}^{13}(AA_n\times AB_n)+\sum_{n=5}^{13}(AC_n\times AD_n)\times\frac{\alpha}{0.30}+\sum_{n=14}^{20}(AE_n\times AF_n)+\sum_{n=5}^{13}(AG_n\times AH_n)+\sum_{n=8}^{20}(AI_n\times AJ_n)+\sum_{n=20}^{22}(AK_n\times AL_n)+\sum_{n=21}^{24}(AM_n\times AN_n)+\sum_{n=21}^{24}(AO_n\times AP_n)+\sum_{n=21}^{24}(AQ_n\times AR_n)+\sum_{n=21}^{24}(AS_n\times AT_n)}{83,000}$円×A

第十二条第五項の表市町村の項第十五号算式の符号K_n中「平成23年度まで」を「平成24年度まで」に、「及び平成23年度」を「から平成24年度までの各年度」に改め、同号算式の符号中「$L_{14}=0.063$」を削り、同号算式の符号L_{23}の次に次のように加える。

			$L_{24}=0.004$

第十二条第五項の表市町村の項第十五号算式の符号M_n中「平成23年度まで」を「平成24年度まで」に、「及び平成23年度」を「から平成24年度までの各年度」に改め、同号算式の符号中「$N_{21}=0.007$」を「$N_{21}=0.045$」に改め、同号算式の符号N_{23}の次に次のように加える。

			$N_{24}=0.006$

第十二条第五項の表市町村の項第十五号算式の符号O_n中「に係る地方債」の下に「（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第11項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）」を加え、「平成23年度」を「平成24年度」に改め、同号算式の符号中「$P_{14}=0.063$」を削り、同号算式の符号P_{23}の次に次のように加える。

			$P_{24}=0.004$

第十二条第五項の表市町村の項第十五号算式の符号Q_n中「に係る地方債」の下に「（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第11項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）」を加え、「平成23年度」を「平成24年度」に改め、同号算式の符号中「$R_{21}=0.007$」を「$R_{21}=0.045$」に改め、同号算式の符号R_{23}の次に次のように加える。

			$R_{24}=0.006$

第十二条第五項の表市町村の項第十五号算式の符号S_n中「に係る地方債」の下に「（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第11項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）」を加え、「平成23年度」を「平成24年度」に改め、同号算式の符号中「$T_{14}=0.063$」を削り、同号算式の符号T_{23}の次に次のように加える。

			$T_{24}=0.004$

第十二条第五項の表市町村の項第十五号算式の符号中「$X_{15}=0.026$」を「$X_{15}=0.025$」に改め、同号算式の符号X_{18}ア中「0.017」を「0.016」に改め、同号算式の符号X_{19}イ中「0.030」を「0.029」に改め、同号算式の符号中「$Z_{15}=0.043$」を「$Z_{15}=0.042$」に、「$Z_{16}=0.045$」を「$Z_{16}=0.044$」に改め、同号算式の符号Z_{17}中「0.026」を「0.025」に、「0.050」を「0.048」に改め、同号算式の符号Z_{18}中「0.028」を「0.027」に、「0.049」を「0.048」に改め、同号算式の符号Z_{19}イ中「0.050」を「0.049」に改め、同号算式の符号Z_{20}ア中「0.029」を「0.028」に改め、同号算式の符号中「$AB_9=0.002$」を「$AB_9=0.000$」に、「$AF_{15}=0.026$」を「$AF_{15}=0.025$」に改め、同号算式の符号AF_{18}ア中「0.017」を「0.016」に改め、同